

会員探訪 第5回 Portraits

公務員編

司法改革に伴い多種多様な人材が法曹になっています。

それに伴い、大阪弁護士会にも、様々な職歴を有する会員がいます。

今回は、公務員編ということで、法務教官、防衛庁、外務省出身の会員を、紹介することとなりました。

どのような思いで、公務員になられ、そして、どのような思いで、ロースクールに行かれ、弁護士になったのか、とても興味深い話を聞くことができると思います。是非、ご一読ください

Hirokazu Kinoshita

木下裕一 弁護士



新62期 やまびこ法律事務所 元法務教官

「法務教官」ってどんな仕事か分からないと言われることがあります。法務教官は、少年矯正施設で少年の矯正教育を担当する法務省の職員です。

宇治少年院（京都府）で法務教官として8年勤務していました。

大阪の府立高校を卒業して、龍谷大学法学部に進学しました。ゼミは日本政治史。

当時、細川政権が樹立して、政治改革が熱い時代でしたので。法律には関心が無い学生でした。周囲に司法試験受験生はおらず、司法試験には無縁でしたね。

高校時代に両親が離婚し、経済的には豊かではありませんでした。大学時代は、新聞奨学生です。販売所の2階に住み込んで、講義が終わると、海千山千の販売員のおっちゃんたちと一緒に配達、集金に明け暮れていました。

販売店の店主が、保護観察中の少年を新聞配達員として雇っていました。少年からは、「両親が不仲で家に帰りたくなくて」などと聞かされると、「分かる分かる」なんて話していましたね。私も少年時代、家で両親がケンカしているのをみたくないものですから、閉店まで本屋で立ち読みをしていた経験がありましたから。罪を犯した少年も、話してみると私と変わらないということは当時から感じていました。

* * * *

就職を控えて、公務員を目指しました。お金に左右されずに仕事ができる「公」の仕事をしたという気持ちがあったのです。もともと、当時は、非行少年のために何かをやってあげたいという崇高な気持ちはありませんでした。裁判所事務官が本命でしたが、不合格になり、法務教官採用試験だけに合格したというのが、法務教官になった理由です。ただ、公務員試験にはいろいろあるのに、法務教官試験を選んだのは、非行少年が非行に走るのは家庭環境や周囲の生活環境の影響が大きく、少年自身のせいだけではないという思いを無意識的に感じていたからだと思います。そういえば、家庭裁判所の裁判官が少年審判・家事審判を解決していく漫画「家裁の人」をよく読んでいました。

* * * *

法務教官として配属されたのが宇治少年院です。後に、発達障害への対応など先進的な矯正教育への取り組みで知られることになりました。

法務教官は、少年院の少年から「先生」と呼ばれる存在です。25人くらいの少年が生活している寮を5人の法務教官で担当します。少年院は、広い意味で学校でもあり、生活指導の場です。職業補導という実習では、土木建築、溶接、農耕、園芸、窯業などが行われます。刑務作業と異なり単なる労務ではなく、精神



面を育てることが目的で、農耕や園芸であれば生命尊重の気持ちを、窯業であれば集中力を養うことを目指します。

少年はほめると喜ぶし、怒ったら泣く。反応がダイレクトに返ってきます。生半可な気持ちで働いていたらダメだという気持ちになりました。やりがいのある仕事でした。

教官としてある程度の経験を積んだころ、院内でいじめが発生するなど規律違反が頻発したことがありました。特に規律違反がひどかった少年に面接してみると、「先生はあれをやったらあかん、これをやったらいかんと言うけれど、どうやって生きていいか教えてくれなかった」と言われました。ハッとしました。

確かに、「勝手なことをしたらあかん」「再犯したらあかん」「悪い友だちと付き合い合ったらあかん」と指導しましたが、再犯しないために何をどうすればよいのか、どうやって悪い友だちとの関係を断ち切って、良い人間関係を築けるのかについてはきっちり教えていなかったことに気付かされました。

それからは、「教え直す」ということを心がけました。15,16歳の少年であっても、驚くようなことを知らないことがあります。お箸の持ち方や鉛筆の持ち方から人付き合いの仕方まで丁寧に教えていきました。親と一緒に風呂に入ったことがないから、お風呂での身体の洗い方も分かっていない少年もいました。

暴走族のトップのような少年でも、普通に社会経験を積めば身につくことが身につけていないのです。管理するのではなく、社会で生き抜くために必要な習慣や常識を教えることを大事にしました。凶悪にみえる子どもでも、何も教わっていないだけなんだ。未熟さを放ってきたのは大人の責任なんだと思うようになりました。

法務教官という仕事の意味が分かりかけてきて、処遇もだんだんうまくできるようになりましたが、その一方で、もどかしさを感じるようになりました。

3割ぐらいは再犯してしまうんですね。私が法務教官だった当時は、法務教官

が出院した少年と接触することは厳しく禁止されていました。それは保護観察官の役割で、法務教官はあくまで施設内だけを担当しろということでした。

少年院に1年いると少年は変わります。しかし、戻っていく家庭環境、地域環境は変わっていないことはよくあります。ここを法務教官がフォローすることはできませんでした。

がんばって信頼関係ができた少年が仮退院したのに、ほどなくして鑑別所に入りましたという通知がくると、手出しができないジレンマが深まっていきました。

こうしたジレンマを抱えながらあと30年勤務を続けるのかという思いを抱いていたころ、ロースクール制度ができることを知りました。弁護士になれば、施設内ではできなかった社会内での少年のサポートができるのではないかと思います。

そこで、ロースクール1期生として大阪市立大学法科大学院に入学しました。

31歳での転身でしたから、周囲からは驚かれましたが、同僚は、「施設内ではできないことを弁護士の立場からがんばってやってくれ」と応援してくれました。その思いは今でも背負っているつもりです。

司法試験に合格後、地元の大阪で修習しました。修習中は、弁護士会の子どもの権利委員会に入り浸っていましたね。全体委員会だけではなく、部会や行事まで何でも顔を出していました。少年院の法務教官出身ということで、委員会の先方にはかわいがっていただきました。

* * * *

修習後は、少年事件を多く取り扱っているいぶき法律事務所で3年間勤務しました。民事事件などもやりながら、少年事件は年に7、8件はしてきました。一番感じるのは、付添人に与えられる情報の少なさや時間不足。審判までの時間でやれることにはどうしても限界があります。

法務教官としての経験が少年事件で役立つかというところでもありません。実際、処遇の中身を詳しく知らなくてもすばらしい付添人活動をされる弁護士はた

くさんいます。

私自身は、仮退院後の環境調整などに、弁護士が関わっていく必要があると考えています。今は、事件終了後に少年院で少年と面会したり、退院後の親子関係の調整に関わったりしていますが、ほとんどボランティアです。そういう業務が報酬を得られる弁護士業務に変わっていかねばならないし、そこに向かって努力していきたい。そこに、私の法務教官としての経験が真に役立つ場所があると思っています。

大阪弁護士会では、法教育委員会が高校に出張授業をしていますよね。あれを少年院でもできないかと考えています。少年院出院者の集まりで出院者から聞いてみると、法的知識がないばかりにトラブルに巻き込まれていることが多いようです。取り立てを手伝っているつもりで恐喝犯になってしまったり、残業手当をもらえなかったりなど。トラブルの解決法を知らずに、すべてが悪い方向に行ってしまうのです。少年院でも法教育をすることで、少年院と弁護士との垣根を少しでも取り払われることを願っています。

* * * *

今年1月に独立しました。山登りが好きなので、依頼者の声が反響する事務所にしたという願いを込めて、「やまびこ法律事務所」と名付けました。

いぶき法律事務所では、「代理人としてきちんと当事者に寄り添いなさい。公務員のように俯瞰してはいけません。」と前職の経験が弊害にならないよう指導していただきました。

社会に出るときに抱いていたのは、親や社会環境によって子どもが不利益を負うのはおかしいという気持ちでした。自分ではどうしようもないトラブルや不条理に巻き込まれた人の立場に立つ弁護士でありたい。そうした不条理の影響がもっとも深刻にあらわれるのが子どもですから、今後も子どもをめぐる法律問題にかかわっていきたくと思っています。

(Interviewer: 高山 巖/Photo: 武田)